平成２３年（フ）第３７４号
埼玉県戸田市美女木６丁目５番地の８　矢谷荘２号室
破産者　吉田　　勉
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７８１号
宮城県名取市小山１丁目６番７－２号　ファミール50―201号
破産者　村上　和広
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９０号
札幌市手稲区稲穂２条１丁目１番８―401号
破産者　阿部　信幸
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１４号
札幌市豊平区月寒東２条17丁目３番37号
破産者　横山　高司
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１５号
札幌市豊平区月寒東２条17丁目３番37号
破産者　横山　晴輝
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６号
釧路市緑ケ岡５丁目４番226号
破産者　坂野　勝美
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１５０４号
仙台市太白区西中田１丁目11番13―1202号、開始決定時の住所仙台市太白区西中田６丁目８番10―103号
破産者　小田　信春（旧姓竹下）
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１３号
仙台市宮城野区福室５丁目11番２号　シティハイツ源Ⅱ―202、開始決定時の住所仙台市宮城野区栄１丁目１番51号　渡辺ハイツ２―201
破産者　菅井　明美
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
仙台市青葉区国見５丁目２番13号
破産者　千葉　幸司
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
仙台市宮城野区安養寺３丁目７番１―1407号
破産者　吉田征矢子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
仙台市太白区大野田字五反田12番地の１　五反田ハイツ102
破産者　山寺　陽子（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
秋田県能代市大手町１番11号
破産者　林　　秀幸
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第２０号
秋田県山本郡八峰町八森字滝の間42番地
破産者　工藤　　勇
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３０７号
群馬県太田市新道町103番地69
破産者　長　　雅彦
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１３９号
静岡県富士市厚原2044番地の１　レオパレス響105号、前住所静岡県富士市厚原2046番地の５
破産者　堀池　廣幸
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４１４号
名古屋市中区金山１丁目１番11号　ジャルダンシャポー702号
破産者　中村謙友こと　中村　好宏
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３２号
愛知県弥富市鯏浦町東気開２番地１　ルネスＹ・Ｙ・207
破産者　中川　洋和
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４９号
愛知県犬山市字北之門14番地１　ファミリーハウス北之門106
破産者　犬塚　沖宏
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７０号
愛知県津島市藤浪町２丁目１－２　津島団地第３号棟第104号室、住民票上の住所愛知県愛西市渕高町一ノ割28番地１　セントレー佐織806号
破産者　向井工業こと　向井　勝由
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部